

晋樂所奏「大曲」の編者

柳 川 順 子

魏晉の俗樂系宮廷歌曲について、その実態を最もよく伝えているのは『宋書』卷二十一・樂志三である。^①そこには、曹魏王朝の「相和」十三曲、西晉王朝の「清商三調歌詩」として「平調」五篇、「清調」六篇、「瑟調」八篇、続いて「大曲」十五篇、及び「楚調」一篇の歌辞が採録されているが、このうち「大曲」は、誰が、どのような経緯で編成したものののだろうか。

このことは従来、取り立てて議論されてはこなかった。「清商三調歌詩」の下に付せられた「荀勗撰旧詞施用者（荀勗が旧詞を撰して施用せる者）」という説明は、当然「大曲」にまで及ぶとする見方が大勢を占めてきたのである。それはおそらく次のような理路によるだろう。^②まず前提としてあるのが、「清商三調」と「大曲」とを同次元に並べて、その間に線引きをするということの無意味さである。そもそも「清商三調」は音楽の曲調によって分けられた三調の総称であり、一方「大曲」は組曲のような演奏様態を示す歌曲群である。そして、「大曲」の諸曲はその多くが瑟調に属すとされており、「清商三調」の最後に位置する「瑟調」との間になだらかな連続性を認めることができる。ならば、「清商三調」と「大曲」とは、いずれも西晉の荀勗によつて選定された歌辞群と見て差支えない、というわけである。

だが、「大曲」をこのように捉えた場合、幾つかの問題点が浮上してくる。本稿は、その不都合な事実を指摘しながら、改めてこの歌辞群の編者と編成時期とを絞り込んでゆき、更には、西晉王朝において「大曲」が編まれ、宮中で

演奏されたことの意味に論及しようとするものである。

一 『宋書』樂志三所収「清商三調」と「荀氏録」

「大曲」という歌辞群の輪郭は、その「清商三調」との関係性において明らかとなるだろう。そこで、まず『宋書』樂志三所収「清商三調」に示された「荀勗撰旧詞施用者」という説明の事実確認から始めたい。この問題はすでに論じたことがあるのだが、行論の都合上、ここに改めて要点を示す。

荀勗によって選定された俗樂歌辞の目録は現存しないが、「荀氏録」と称せられる文献の骨子が、郭茂倩『樂府詩集』に引く枳智匠『古今樂録』、及びこの『古今樂録』に言及された王僧虔「大明三年宴樂技録」を通して今に伝わっている。この「荀氏録」と『宋書』樂志三所収「清商三調」とは、果たしてどれほど重なるだろうか。

このことを検討する前に、迂遠ながら、前掲資料の成立経緯を押さえておきたい。荀勗が西晋王朝の樂事を掌るに至ったのは、泰始九年（二七三）のことである（『宋書』卷十九・樂志一）。その後、西晋の宮廷樂団は、王朝を滅亡させた永嘉（三〇七—三一二の年号）の乱によって離散し、その多くは、華北に興亡する諸国を、前涼から前秦、そして後秦へと流浪した後、四一七年、後秦を滅ぼした劉裕（宋の武帝）によって漢族王朝に奪還された（『隋書』卷十五・音樂志下）。ただ、こうして復元されるに至った魏晋の宮廷音樂ではあったが、その後は新声の呉歌西曲に押されて衰退の一途を辿っていったらしい（『宋書』樂志一に引く昇明二年（四七八）の王僧虔の上表）。前掲の王僧虔による大明三年（四五九）の「技録」や枳智匠の『古今樂録』は、こうした趨勢の中で著されたものである。なお、沈約『宋書』樂志の成立は、この両者の中間に位置する梁の初めである。さて、劉宋の王僧虔は、「技録」を編むに当たって当然「荀氏録」を参照したはずであり、陳の枳智匠は、王僧虔「技録」と「荀氏録」との双方を照らし合わせて、

その伝存状況を『古今樂録』に書き留めた。そして、これらの貴重な資料を抄録したのが、北宋末に成った郭茂倩『樂府詩集』である。当時、『古今樂録』はまだ伝存していたのである。⁽⁶⁾

かくして伝えられた「荀氏録」に記す「清商三調」歌辞の題目は、『樂府詩集』卷三十・平調曲一、同卷三十三・清調曲一、同卷三十六・瑟調曲一の各解説に引く『古今樂録』に示されているが、これらを見る限り、「荀氏録」の内容は、『宋書』樂志三所収「清商三調歌詩」とほとんど重なり合う。「荀氏録」に記されていないが、『宋書』樂志に未収載である歌辞は、その大部分が『古今樂録』に「今不伝」と記されているもので、これらは、西晋王朝の滅亡とともに失われ、『宋書』樂志の編成には与れなかつた歌辞群であろう。ただ、唯一の例外として、魏の明帝曹叡による清調曲「悠悠・苦寒行」があつて、この歌辞は、『宋書』樂志に採録されているのに、『古今樂録』では「今不伝」とされている。もし伝写の誤りなどでないならば、この歌辞は「荀氏録」に記され、『宋書』樂志の編修時にも存在していたが、『古今樂録』の編者にはそれが目睹されなかつたということなのかもしれない。他方、「荀氏録」には記載されている平調曲の曹叡「双桐・猛虎行」、魏・左延年「苦哉・從軍行」、清調曲の古辞「白楊・豫章行」「相逢狭路間行」、瑟調曲の魏武帝・曹操「鴻雁・却東西門行」は、『宋書』樂志に未収録、『古今樂録』に「今不伝」と記されていないが、現在その歌辞が伝わっている。後世、その歌辞が発見されたのであろうか。未詳。

以上を要するに、『宋書』樂志三所収「清商三調歌詩」と「荀氏録」とはほぼ一致していると言つてよい。『宋書』樂志を撰した沈約は、西晋王朝のこの宮廷歌曲群を収載する上で、最も信頼すべき資料を「荀氏録」と見定め、これに依拠して記録したと看取される。

二 『宋書』 樂志三所収「大曲」と「荀氏録」及び王僧虔「技録」

『宋書』 樂志三における「清商三調歌詩」の採録は、当該文献に「荀勗が旧詞を撰して施用せる者」と付記されているとおり、たしかに「荀氏録」に拠っている。では、「大曲」はどうであろうか。郭茂倩は『樂府詩集』卷二十六・相和歌辞一の解説で、諸調曲に「辞」「声」、「大曲」に「艶」「趨」「乱」があることを述べた後に、「又大曲十五曲、沈約並列於瑟調（又大曲十五曲、沈約は並びに瑟調に列す）」と記している。だが、沈約は必ずしも「大曲」を瑟調と見ていたわけではない。「艶歌羅敷行」という一篇の例外を除いては、彼が依拠した「荀氏録」の瑟調に、「大曲」の諸歌辞はひとつも見えていないのである。他方、「大曲」の多くは、たしかに王僧虔「技録」に瑟調として記されている。だが、両者はその一部が重なるに過ぎない。今このことを一覧表で示せば次のとおりである。表中、各欄に示す数字は、その資料内における歌辞の記載順を示し、「荀氏録」の欄に記す○と×とは、それぞれ『古今樂録』にいう「伝者」「今不伝」を意味する。樂府題、作者（伝）、歌辞の第一句については、基本、『宋書』 樂志三に従い、これに収載しないものについては、前掲『樂府詩集』卷三十六所引『古今樂録』の記述に拠った。（ ）で括って示すのは、歌辞が現存しないものである。

『宋書』 樂志三	「荀氏録」	王僧虔「技録」	樂府題	作者（伝）	歌辞の第一句
瑟調 01	瑟○	瑟 01	朝日・善哉行	魏文帝・曹丕	朝日樂相樂
瑟調 02	瑟○	瑟 01	上山・善哉行	魏文帝・曹丕	上山采薇
瑟調 03	瑟○	瑟 01	朝游・善哉行	魏文帝・曹丕	朝游高台觀
瑟調 04	瑟○	瑟 01	古公・善哉行	魏武帝・曹操	古公亶甫
瑟調 05	瑟○	瑟 01	自惜・善哉行	魏武帝・曹操	自惜身薄祐
瑟調 06	瑟○	瑟 01	我徂・善哉行	魏明帝・曹叡	我徂我征

大曲 15		楚 01・瑟 31	白頭吟・与權歌同調	古詞	晴如山上雲
大曲 14		瑟 21	洛陽行・雁門太守行	古詞	孝和帝在時
大曲 13		瑟 31	王者布大化・權歌行	魏明帝・曹叡	王者布大化
大曲 12		瑟 02 (隴西行)	夏門・步出夏門行	魏明帝・曹叡	步出夏門
大曲 11			為樂・滿歌行	古詞	為樂未幾時
大曲 10		瑟 16	置酒・野田黃雀行	魏東阿王・曹植	置酒高殿上
大曲 09		瑟 22	何嘗・艷歌何嘗行	古詞	何嘗快独無憂
大曲 08		瑟 02 (隴西行)	碣石・步出夏門行	魏武帝・曹操	雲行雨步
大曲 07		瑟 22	白鶴・艷歌何嘗	古詞	飛來双白鶴
大曲 06		瑟 25	園桃・煌煌京洛行	魏文帝・曹丕	天天園桃
大曲 05		瑟 03	默然・折楊柳行	古詞	默然施行遠
大曲 04		瑟 04	西門・西門行	古詞	出西門
大曲 03	瑟 ○		羅敷・艷歌羅敷行	古詞	日出東南隅
大曲 02		瑟 03	西山・折楊柳行	魏文帝・曹丕	西山一何高
大曲 01		瑟 05	東門・東門行	古詞	出東門
	瑟 ×	瑟 28	牆上難用趨行	古辭	(牆上)
	瑟 ×	瑟 24	艷歌双鴻行	古辭	(双鴻)
	瑟 ×	瑟 23	艷歌福鍾行	古辭	(福鍾)
	瑟 ×	瑟 19	長安城西行	古辭	(長安)
	瑟 ×	瑟 07	却東西門行	魏武帝・曹操	鴻雁出塞北
	瑟 ×	瑟 01	善哉行	古辭	(五岳)
瑟調 08	瑟 ○	瑟 01	來日・善哉行	古詞	來日大難
瑟調 07	瑟 ○	瑟 01	赫赫・善哉行	魏明帝・曹叡	赫赫大魏

見てのとおり、「大曲」の三曲目「艷歌羅敷行」は、「荀氏録」には瑟調として記されているが、王僧虔「技録」の瑟調には見当たらない。また、十一曲目の「滿歌行」のように、「荀氏録」、王僧虔「技録」の双方に見えない歌辞もあれば、十五曲目の「白頭吟」のように、王僧虔「技録」の楚調に記されているながら『樂府詩集』卷四十一・楚調曲上に引く『古今樂録』、『宋書』樂志の「大曲」では、「權歌行」と同じ瑟調で歌うよう指定されている歌辞もある。

他方、右の一覧表には示していないが、王僧虔「技録」に瑟調として記されているながら、『宋書』樂志にも、それが依拠した「荀氏録」にも見えていない歌曲として、「東西門行」「順東西門行」「飲馬行」「上留田行」「新成安樂宮行」「婦病行」「孤子生行」「放歌行」「大墙上蒿行」「釣竿行」「臨高台行」「武舍之中行」「帝王所居行」「門有車馬客行」「日重光行」「蜀道難行」「有所思行」「蒲坂行」「採梨橋行」「白楊行」「胡無人行」「青龍行」「公無渡河行」の二十三曲が数えられる。このように、「大曲」は王僧虔「技録」に記す瑟調とも、そのごく一部が重なるに過ぎないのである。

こうしてみてくると、『宋書』樂志三所収の「大曲」は、必ずしも従来の説のように瑟調曲だと見ることはできないし、それ以上に、西晋の荀勗による歌辞目録「荀氏録」とはほとんど一致しない歌曲群であると判断されよう。

では、「荀氏録」にはなぜ「大曲」の諸歌辞が記されていないのだろうか。その理由としてまず考えられるのは、「荀氏録」のうち、「大曲」について記述する部分が散逸した可能性である。だが、「艷歌羅敷行」という例外の存在がある。この歌辞は、『宋書』樂志三には「大曲」として収載され、「荀氏録」では瑟調として記録されているのであった。もし、「荀氏録」が「大曲」についても記録するものであり、その部分が失われたというのであれば、この「艷歌羅敷行」が当該文献に瑟調として記録されていることの説明が難しくなるだろう。

他方、前述のとおり、「大曲」という区分は、楽曲の調によるのではなく、演奏方式によるものだから、「大曲」の「艷歌羅敷行」が「荀氏録」に瑟調として記されているように、「大曲」として演奏される他の歌辞が、「荀氏録」の各調のいずれかに記されていたとしても不都合はないはずである。ところが、「大曲」と「荀氏録」とは、「艷歌羅

敷行」の一篇を除いては全く重なり合うところがない。

こうした現象を説明し得るひとつの見方として、次のように考えることはできないだろうか。すなわち、「荀氏録」から「大曲」について記す部分が失われたのではなく、「荀氏録」にはもともと「大曲」に関する記述がなかったと考えるのである。このことを、かの「艷歌羅敷行」を例に説明するならばこうである。その初め、荀勗は「艷歌羅敷行」を瑟調曲のひとつとして選定した。その後、この歌辞は「大曲」に組み入れられたが、この改編を行ったのは荀勗その人ではなかった。それゆえ、「荀氏録」には「艷歌羅敷行」が瑟調曲のまま記されているのである、と。また、「大曲」の編成は、荀勗のあずかり知らぬところで行われた。それゆえ、「荀氏録」には「大曲」に関する記録が見えないのである、と。では、このような仮説は成り立ち得るだろうか。その可能性を次章で探りたい。

三 荀勗と「大曲」の編者

ここまでの検討により、西晋王朝の俗楽系宮廷歌曲は、まず荀勗によって「清商三調歌詩」が選定され、その後、荀勗以外の人物によって、新たに「大曲」が編成されたとの見通しを得ることができた。では、その荀勗以外の人物とは誰だろう。『宋書』樂志には、「大曲」の編者に関する記述はいっさい見えていない。仮に「清商三調」と「大曲」とは編者が別人であるとして、「大曲」を編んだと想定し得るような人物は存在するだろうか。

前述のとおり、西晋王朝の樂事を司つたのは荀勗であるが、彼はそれに先立って、宮廷音楽の歌辞制作に携わっていたことがある。このことを記す『宋書』樂志一に次のようにいう。

晋武泰始五年、尚書奏使太僕傳玄・中書監荀勗・黃門侍郎張華、各造正旦行礼及王公上寿酒食舉樂哥詩。詔又使中書郎成公綏亦作。

これによると、西晋の武帝の泰始五年（二六九）、尚書からの奏上により、太僕の傳玄、中書監の荀勗、黄門侍郎の張華に、それぞれ「正旦行礼」及び「王公上寿酒」「食举楽」の歌詩を作るよう命が下り、また、中書郎の成公綏にも同じ内容の詔が下されたことが知られる。ここに述べられているのは、公的な宴席で歌われる雅楽系歌曲であり、実際その歌辞は同楽志二に収載されているが、俗楽系の「大曲」十五曲を編成した人物も、あるいはこの中にいるのではないだろうか。

漢代から劉宋に至るまでの宮廷音楽を概説する『宋書』楽志一は、西晋時代の楽事に関わった人物として、前掲の四人のほか、郭瓊、宋識、陳左、列和、郝索、朱生といった楽人、司律中郎將の陳頎、散騎常侍の阮咸、黄門侍郎の荀藩に言及している。このうち、楽人たちや陳頎は「大曲」の編者には該当しないだろう。というのは、「大曲」は本辞をかなり改変しており、それにはそれ相当の文学的素養が必要だと思われるからである。また、荀藩については、恵帝の元康三年（二九三）、父荀勗の遺業を継いで、郊廟の祭祀に用いるべく、鍾・磬の樂器を修定するよう詔が下ったことが記されているが、『晋書』卷三十九・荀勗伝付荀藩伝を見る限り、歌辞のアレンジができるほどの文才を持った人物ではないようだ。他方、阮咸については、『宋書』楽志一に次のように記されている。

勗作新律笛十二枚。散騎常侍阮咸譏新律声高、高近哀思、不合中和。勗以其異己、出咸為始平相（勗 新律の笛十二枚を作る。散騎常侍の阮咸は新律の声高く、高きは哀思に近く、中和に合せざるを譏る。勗は其の己に異なるを以て、咸を出だして始平の相と為す）。

阮咸が、荀勗による新音律に異を唱え、それがもとで始平（長安の西方）に移されたことは、『晋書』卷四十九・阮籍伝付阮咸伝にも見えており、その記事では直後に「以寿終（寿を以て終はる）」と続くことから、阮咸には再び王朝の楽事に関わる機会は巡り来ず、したがって彼が「大曲」の編成者である可能性もほばないと考えるのが妥当だろう。このように見えてくると、「大曲」を編成した人物は、荀勗と同じ歌辞制作に当たった前掲の三人の中にいる、との推測

はそれほど無理筋のものではないと言ってよいだろう。

ところで、荀勗は宮中の樂事を一手に握る一方、後ほど詳述するように、西晋王朝の初代皇帝武帝司馬炎に、その弟の齊王司馬攸を王朝の中枢から外すよう仕向けることにも手を染めた。司馬攸にその封国である齊へ赴くよう詔が下されたのは太康三年（二八二）、荀勗らのたくらみを知った司馬攸は憤怒のあまり病を發し、この翌年に没した。弟を死に追い込んだ武帝司馬炎はこれをひどく傷み、本件の張本人である荀勗は閑職に移されて、太康十年（二八九）に没するまでの数年間を鬱屈の中で過ごした。⁶先に立てた仮説のように、もし「大曲」が荀勗のあずかり知らぬところで編成されたのだとすると、その時期は当然、この荀勗の失脚後となるだろう。そこで、前掲四人の生没年を示せば、荀勗が二一七？―二八九年、傅玄が二一七―二七八年、張華が二三二―三〇〇年、成公綏が二三二―二七三年。このうち、荀勗が朝政の中枢から外れたと思われる二八三年以降、生存しているのはただ一人、張華のみである。「大曲」の編者としては、彼が最も可能性の高い人物だということになるだろう。

では、張華には「大曲」を編成するだけの資質と動機とが備わっていただろうか。まず、その音楽的素養から確認すれば、次に示す『宋書』卷十一・律曆志上に、張華が荀勗とともに音律の調査に携わったことが記されている。

晋泰始十年、中書監荀勗・中書令張華、出御府銅竹律二十五具、部太樂郎劉秀等校試、其三具与杜夔及左延年律法同、其二十二具、視其銘題尺寸、是笛律也（晋の泰始十年（二七四）、中書監荀勗・中書令張華は、御府の銅の竹律二十五具を出だし、太樂郎劉秀等を部して校試せしめ、其の三具は杜夔及び左延年の律法と同じとし、其の二十二具は、其の銘題せる尺寸を視て、是れ笛律なりとす）。

また、漢魏の「上寿」「食举」歌辞の句の長短をめぐって、張華は荀勗と見解を異にしていたことが、前掲『宋書』樂志一の続きに記されている。こうした記事から、張華は「大曲」という歌曲群を編成し得るだけの十分な素養を持ち、なおかつそれを發揮することが求められる職にあったということが知られよう。では、その動機についてはどう

だろうか。この問題は、章を改めて検討することとしたい。

四 張華における「大曲」編成の動機

「大曲」は、詠み人知らずの民間歌謡を多く含んでおり、この点、魏の皇帝たちの歌辞を中心とする「清商三調」とは対照的である。たとえば、その冒頭に置かれた「東門行」は、次のように、生活苦にあえぐ男が、妻の制止するの
も振り払って、追いはぎに出ていく場面を歌うものである。

出東門、不顧婦。來入門、悵欲悲。盎中無斗儲、還視桁上無懸衣。』一解

拔劍出門去、兒女牽衣啼。它家但願富貴、賤妾与君共餽糜。』二解

共餽糜、上用倉浪天故、下為黃口小兒。今時清廉、難犯教言。君復自愛莫為非。』三解

今時清廉、難犯教言。君復自愛莫為非。行、吾去為遲。平慎行、望吾歸。』四解

東の門を出て、家には戻らぬ覚悟であった。戻ってきて門を入れば、悲痛で胸は張り裂けそうだ。

瓶の中には一斗の貯えもなく、振り返って直視すれば横木の上に懸けた衣もない。』一解

劍を抜いて門を出ようとすれば、子らは衣を引つ張つて泣き叫ぶ。

「よそ様の家ではひたすら富貴を願うばかりですが、私はあなたと共に粥をすすっています。』二解
共に粥をすするのは、上はお天道様に恥じぬため、下は幼い息子のためです。

今は清く正しい時代、教戒を犯してはなりません。どうか自重され非道に走られませんよう。』三解
今は清く正しい時代、教戒を犯してはなりません。どうか自重され非道に走られませんよう。』

「行くぞ。俺は出るのが遅かったくらいだ。行いを慎み、俺の帰るのを待っておれ。』四解

晋樂所奏のこの歌辞は、『樂府詩集』卷三十七所収の本辞⁷に比べれば、たしかにオリジナルの粗削りな真率さが幾分削がれている感は否めない。だが、ここで注目したいのは、「大曲」の編者がこのような内容の歌曲を宮中で歌わせたいと考えたことである。

では、先に「大曲」の撰者として絞り込まれた張華は、はたしてこうした考えの持ち主であっただろうか。『晋書』卷三十六・張華伝に見える「華少孤貧、自牧羊（華は少くして孤貧、自ら牧羊す）」、「華性好人物、誘進不倦、至于窮賤候門之士有一介之善者、便咨嗟称詠、為之延譽（華は性 人物を好み、誘進して倦まず、窮賤候門の士に一介の善なる者有るに至りては、便ち咨嗟称詠して、之が為に延譽す）」といった記事からは、自身が寒門の出身であり、それだけに閉塞状況にある下賤の者たちにも目を配る、情に厚い人物像が浮かび上がる。それはまさしく、庶民の窮乏を詠ずる民間歌謡を取り上げてアレンジし、宮中で歌わせた「大曲」の編者像に合致するものだろう。他方、荀勗がこうした庶民の声に耳を傾けたとは考えにくい。彼は、後漢の司空荀爽を曾祖父に持つ名家の出身で、曹魏王朝時代は大將軍曹爽の掾以下様々な官職を歴任し、西晋時代に入ると、武帝司馬炎のもとで長く王朝の枢密を掌握した（『晋書』荀勗伝）。そして、『晋書』の各所に記された彼の事跡を縦覧する限り、その興味関心は自身の社会的地位にしかないような人間である。こうしてみると、『宋書』樂志三において、「清商三調」の下に記された「荀勗撰旧詞施用者」という説明が、「大曲」にまで及ぶと見ることは無理があると言わざるを得ない。一方張華には、荀勗撰「清商三調」とは異なる視点から、新たな宮廷歌曲群「大曲」を選定するだけの動機は十分にあったと言えるだろう。

さて、もうひとつ、「大曲」にはあって「清商三調」にはない要素がある。それは、曹植の歌辞が採られていることで、具体的には「野田黄雀行」という樂府題の、『文選』卷二十七には「箜篌引」として収載されているものがそれである。「大曲」に、他ならぬ曹植のこの樂府詩が採られ、それが「野田黄雀行」として歌われた理由については稿を改めて論じることとし、ここでは、曹植の歌辞が晋樂所奏「大曲」に組み入れられていることに注目して、その背景に

あると目される史実を確認しながら、このような編成を為した人物の思いを探りたい。

先に触れたとおり、荀勗は武帝司馬炎をそのかして、その弟の司馬攸を王朝の中枢から排除させた。このことについて、『晋書』巻二十四・職官志は次のように記している。

咸寧三年、衛將軍楊琰與中書監荀勗（勗字に同じ）以齊王攸有時望、懼惠帝有後難、因追故司空裴秀立五等封建之旨、從容共陳時宜於武帝。……帝初未之察、於是下詔議其制。……既行、所增徙各如本奏遣就國、而諸公皆恣京師、涕泣而去。及吳平後、齊王攸遂之國（咸寧三年、衛將軍楊琰と中書監荀勗とは齊王攸に時望有るを以て、惠帝に後難有らんことを懼れ、因りて故司空裴秀が五等封建を立つるの旨を追ひて、從容として共に時宜を武帝に陳ぶ。……帝は初め未だ之を察せず、是に於いて詔を下して其の制を議せしむ。……既に行はれ、増徙する所は各本奏の如くして國に就かしめ、而も諸公は皆京師を恋ひて、涕泣して去る。吳の平らぎし後に及びて、齊王攸は遂に國に之く）。

これによると、咸寧三年（二七七）、荀勗らは、人望ある齊王攸がいずれ太子の司馬衷（後の惠帝）にとって脅威となるであろうことを慮り、かつて裴秀が立案した五等封建の趣旨をなぞつて、諸公を都から藩國に赴かせるよう武帝に勧め、吳の平定後、齊王攸も藩國の任に就くこととなったのだという。同じ内容の記述は、『晋書』卷三十八・文六王伝（齊王攸）にも次のように見えている。

中書監荀勗・侍中馮統皆諂諛自進、攸素疾之。勗等以朝望在攸、恐其為嗣、禍必及己、乃從容言於帝曰「陛下万歲之後、太子不得立也。」帝曰「何故。」勗曰「百僚内外皆歸心於齊王、太子焉得立乎。陛下試詔齊王之國、必拳朝以為不可、則臣言有徵矣。」統又言曰「陛下遣諸侯之國、成五等之制者、宜先從親始。親莫若齊王」（中書監荀勗・侍中馮統は皆諂諛して自ら進め、攸は素より之を疾む。勗等は朝望の攸に在るを以て、其の嗣と為らば、禍は必ずや己に及ばんことを恐れ、乃ち從容として帝に言ひて曰く「陛下万歲の後、太子は立つを得ざるなり」と）。

帝曰く「何故ぞ」と。勗曰く「百僚内外 皆心を齊王に帰すれば、太子焉んぞ立つを得んや。陛下試みに齊王に詔して国に之かしめば、必ずや朝を挙げて以て不可と為さん、則ち臣の言に徴有るなり」と。統又言ひて曰く「陛下 諸侯をして国に之かしめ、五等の制を成すは、宜しく先づ親より始むべし。親は齊王に若くは莫し」と。荀勗の言葉を信じ、馮統の所論を納れた武帝は、太康三年（二八二）、齊王攸を青州（今の山東省）に赴かせる詔を下した。齊王攸の憤死と、この一件に起因する荀勗の末路については前述のとおりである。

ところで、この出来事を巡っても、張華は荀勗とまさしく相對峙する位置に立っていた。『晋書』張華伝は、彼の人の望の厚さについて「名重一世、衆所推服（名は一世に重んぜられ、衆の推服する所となり）」、「声誉益盛、有台輔之望焉（声誉益盛んにして、台輔の望有り）」と記した後に、荀勗との関係に言及して次のようにいう。

荀勗自以大族、特帝恩深、憎疾之、每伺間隙、欲出華外鎮。会帝問華「誰可託寄後事者」対曰「明德至親、莫如齊王攸。」既非上意所在、微為忤旨、間言遂行、乃出華為持節・都督幽州諸軍事・領護烏桓校尉・安北將軍（荀勗は自ら大族なりと以ひ、帝が恩の深きを恃んで、之を憎疾し、毎に間隙を伺ひて、華を外鎮に出さんと欲す。会帝 華に問へらく「誰か後事を託寄す可き者ぞ」と。対へて曰く「明德至親なるは、齊王攸に如くは莫し」と。既に上が意の在る所に非ず、微かに忤旨を為せば、間言 遂に行はれ、乃ち華を出だして持節・都督幽州諸軍事・領護烏桓校尉・安北將軍と為す）。

このように、張華を失脚させる機会をかねてより窺っていた荀勗は、武帝から後事を託すべき人物を問われた張華が、齊王攸を高く評価して推したことを口実に、彼を外鎮に出したのであった。司馬氏兄弟の間に起こったこの出来事に關して、荀勗はその首謀者であり、張華はこれに組しない考えを持つ人間であったと言える。

さて、西晋の武帝司馬炎が齊王攸に対して行った仕打ちは、ほんの数十年前、魏の文帝曹丕とその弟曹植との間に生じた悲劇を彷彿とさせるものであった。⁽⁸⁾ すなわち、曹丕は魏の初代皇帝として即位するや、かつて父曹操の後継者

候補として推された弟の曹植をその藩国に赴かせ、過酷な監視体制の下に置いて、王朝運営への積極的関与を一切認めない立場を取ったのであったが、このことを西晋当時の人々は生々しく想起したのである。その端的な例として、曹植の子の曹志にまつわる次の逸話が挙げられよう。『魏志』巻十九・陳思王植伝の裴松之注に引く『志別伝』によると、曹志は武帝司馬炎にその才を認められ、重んじられていたが、王朝内で司馬攸の処遇に関する議論が起こった時、「安有如此之才、如此之親、而不得樹本助化、而遠出海隅者乎（安んぞ此の如きの才、此の如きの親有りて、而も本を樹^たて化を助くるを得ずして、遠く海隅に出ださるる者ぞや）」と慨嘆し、武帝をきつく諫めたという。この言葉は、『晋書』巻五十・曹志伝にいうとおり、「常恨其父不得志於魏（常に其の父の魏に志を得ざりしを恨む）」彼の衷心からほとばしり出たものであろう。それが武帝司馬炎を激怒させ、曹志は免官となったのであった。

西晋当時、司馬攸の悲劇は曹植のそれと重ね合わせて感受された。ならば、曹植の歌辞を含む「大曲」の編者を荀勗と推定することはほぼ不可能である一方、張華には十分そうした編成を行っただけの動機があったと言えるだろう。司馬攸の明德を高く評価し、それがために自身も左遷の憂き目に遇った張華は、曹植の歌辞を宮中で歌わせることによって、司馬攸への追悼の念を表そうとしたのではなかったか。⁹⁾そしてそれは、司馬攸を陥れた荀勗が失脚した後でこそ可能なことであっただろう。

以上を要するに、『宋書』樂志三によって伝わる晋樂所奏「大曲」の編成は、西晋王朝の人望厚き重臣であり、また豊かな文才の持ち主であった張華の手に成るものと見るのが最も妥当である。当時の宮中で演奏された「大曲」諸曲の一端には、西晋王朝が抱えていた闇の部分に向き合い、それを掬い上げて手厚く慰撫しようとした張華の覚悟が読み取れるように思われてならない。

注

- (1) 拙著『漢代五言詩歌史の研究』（創文社、二〇一三年）第五章第一節・第二節を参照されたい。
 - (2) 鈴木修次『漢魏詩の研究』（大修館書店、一九六七年）一六〇、一六五、二一一、二二四―二二六頁、及び増田清秀『樂府の歴史的研究』（創文社、一九七五年）八九―九六頁を参照。
 - (3) 前掲拙著の二九五―二九六、三〇七―三一四頁を参照されたい。
 - (4) 『隋書』卷三十五・經籍志四、集部・總集類に記す「晉讌樂歌辭十卷、荀勗撰」には、「荀氏録」の内容が含まれていると見てよいだろう。
 - (5) 『新唐書』卷五十七・藝文志一、甲部經録・樂類に「積智匠古今樂録十三卷」、『宋史』卷二〇二・藝文志一、經・樂類に「陳僧智匠古今樂録十三卷」と見えている。
 - (6) 福原啓郎『西晋の武帝 司馬炎（中国歴史人物選3）』（白帝社、一九九五年）一七〇―一八〇頁を参照。
 - (7) 田中謙二『樂府 散曲（中国詩文選22）』（筑摩書房、一九八三年）二六―三四頁に詳しく解釈されている。
 - (8) このため、西晋時代に編まれた歴史書には、曹氏兄弟に関する記述に歪みが認められるという。津田資久『『魏志』の帝室衰亡叙述に見える陳寿の政治意識』（『東洋学報』第八四卷第四号、二〇〇三年）、同「曹魏至親諸王攷——『魏志』陳思王植伝の再検討を中心として——」（『史朋』三八号、二〇〇五年）を参照。
 - (9) 『宋書』樂志三の末尾に収載された、曹植「七哀詩」に基づく「楚調怨詩」もまた、その前に並ぶ「大曲」諸歌辭と同じく、張華によつて選定されたものである可能性がある。拙稿「晋樂所奏「怨詩行」考——曹植に捧げられた鎮魂歌——」（『狩野直禎先生追悼三國志論集』汲古書院、二〇一九年）の一部をここに訂正したい。
- * 本稿は、令和五年度（二〇二三）科研費（基盤研究B）「漢魏六朝期の樂府と文学」（課題番号：二三H〇〇六一、代表者：佐藤大志）による研究成果の一部である。